

第2節 防災の基本方針（防災ビジョン）

本町は、自然条件からみて台風、洪水、地震等の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本町の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

1 風水害

台風や集中豪雨による被害をたびたびこうむっており、この教訓を生かしてまず災害の未然防止の徹底に努めなければならない。そのため、今後の開発計画、森林伐採計画の検討をはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の民生安定と生命と財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時には、防災行政無線を活用し、災害対策本部から避難等についての的確な指示を送り、被害を最小限にとどめるように努める。

2 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防、思想の高揚に努めるとともに、民間企業の自衛消防組織の確立を図る。消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、団員の研修及び訓練の強化に努める。

3 震災

宮城県及びその周辺の地震は、過去の記録からみると、宮城県沖、福島県沖、県の内陸部で発生する地震が多くなっており、中でも昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震はまだ記憶に新しいところである。金華山沖東方約60km、深さ約40kmを震源地としたこの地震の規模は、M7.4を記録し、本町でも重傷者1名、軽傷者2名を出し、被害額519,267千円にのぼった。

地震による被害は、宮城県沖地震で顕著だったように地盤との関連が非常に強くなっており、今後の地震による被害の軽減策の一環として、地盤の状況を把握することが必要である。

本町が経験した最大規模の地震は、宮城県沖地震であるが、将来同じような地震が発生した場合においても、都市化の進展や発生時期等社会的、自然的条件の変化により、倒壊家屋の増加や火災の発生等被害の増大が予想され、県南部の内陸直下型地震や福島県沖地震、さらには阪神・淡路大震災のような大規模な地震も予想されるので、これら地震災害に対し的確な対応

ができるよう体制を整える。

4 火山

蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置し、那須火山帯に属している。

狭義の蔵王火山と呼ばれているものは熊野岳、刈田岳、五色岳、地蔵山、山宝荒神山、中丸山、冷水山などの中央蔵王の山々である。これらの山々はいずれも火山碎屑物によってできた成層火山である。有史以後の活動記録は、40回以上もあり、それらの活動の中心は、現在の火口湖御釜のようである。最近では、1894年～1897年に噴火活動が活発であり、それ以後1939年～1940年の小活動、1971年～1972年の地鳴り等、1992年（平成4年）9月には、蔵王山付近を震源とする地震が多数発生し、仙台管区気象台では緊急観測を実施している。

町は住民及び観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関と連携を図り、災害予防対策の体制を整える。

5 災害弱者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、災害弱者である高齢者や身障者、あるいは観光客への万全の安全対策を講ずる。町は防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即対応できるよう体制づくりに努める。

6 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及・啓発活動をはじめとする町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

(2) 地震災害

災害発生年月日	災害名	死者、 負傷者	災害の概況
昭和53年6月12日	宮城県沖地震	死者0 重傷1 軽傷2	午後5時14分に発生した宮城県沖地震は、M7.4（震度5）という強烈なものであった。

(3) 火山災害（蔵王山）

災害発生年月日	災害内容
1230年11月29日（寛喜2年）	噴火：噴石により人畜に被害多数
1333年頃～（元弘3年頃）	噴煙
1623年5月15日～1624年11月15日 （元和9年～寛永元年）	噴火：鳴動、噴石、降灰
1630年（寛永7年）	噴火
1641年（寛永18年）	噴火
1668年（寛文8年）	噴火
1669年（寛文9年）	噴火：降灰
1670年（寛文10年）	噴火：4月26日より噴煙、9月26日遠方まで降灰
1694年5月29日（元禄7年）	噴火：神社焼失。8月30日地震、河川毒水化、川魚死ぬ
1794年9月22日～（寛政6年）	噴火：御釜の南東に9個程の新火口。降灰砂。12月頃まで活動
1796年3月24日（寛政8年）	噴火
1804年（文化元年）	噴火
1806年7月12日（文化3年）	噴火
1809年12月29日（文化6年）	噴火：6月から活動を始め、12月29日に爆発。硫黄流入し川魚被害
1821年1月27日（文政3年）	噴火：鳴動、御釜の濁水沸騰、濁川増水し硫黄堆積
1821年5月1日（文政4年）	噴火
1830年（天保元年）	噴火
1831年11月22日（天保2年）	噴火
1833年（天保4年）	噴火：たびたび噴火、降灰、御釜沸騰
1867年10月21日（慶応3年）	噴火？：鳴動、御釜沸騰、硫黄混じりの泥水が増水し、洪水を起こし死者3名
1873年8月～9月（明治6年）	小噴火
1894年（明治27年）	噴火：3月頃から噴煙、7月には降灰、8月～10月湯の噴出

1895年2月15日(明治28年)	噴火：2月12日頃から火口付近に有感地震、2月12日に爆発し、鳴動、白煙。御釜沸騰し川魚被害。19日にも爆発、鳴動、御釜の沸騰、河川増水。有毒ガス発生。3月22日にも白石川の洪水。8月22日降灰。9月27日、28日爆発、降灰
1896年3月8日(明治29年)	噴煙
1896年9月1日(明治29年)	噴煙、御釜の水氾濫
1897年1月14日(明治30年)	鳴動、噴煙
1918年(大正7年)	御釜沸騰
1923年(大正12年)	8月に御釜の湖心からガス噴出強まる(その後次第に弱まり1928年に止む)
1935年6月下旬(昭和10年)	地震群発
1939年(昭和14年)	御釜の水が変色し泡立つ、新温泉噴出
1940年2月(昭和15年)	小噴火、新噴気孔生成
1962年8月19日～20日(昭和37年)	地震群発：二十数回鳴動、噴気活発
1966年(昭和41年)	異常：噴気、温泉活発化
1971年10月4日(昭和46年)	異常：地鳴り
1972年5月(昭和47年)	異常：地鳴り
1984年7月8日～9日頃(昭和59年)	地震群発
1990年7月14日(平成2年)	地震群発

(4) 人的災害(火災)

災害発生日	災害発生場所	死者、負傷者	災害の概況
明治34年4月22日	笹谷町	なし	笹谷町地区において、大火が発生し住宅32戸が焼失した
明治40年3月	碁石	なし	碁石地区において、大火が発生し住宅42戸が焼失した
大正2年4月1日	川崎町	なし	川崎町において、大火が発生し住宅149戸が焼失した
昭和2年6月	新町	なし	新町地区において、大火が発生し住宅9戸が全焼し、2戸半焼した
昭和36年5月29日	六方山	なし	前川字六方山から出火、風速30mの強風に煽られ、大鳥谷山に延焼、消防団のみの消火作業だけでは消火できず自衛隊に出動要請 山林 700ha 焼失
昭和51年4月29日	本砂金	なし	本砂金字鷹ノ巣山から出火、強風に煽られ消防職・団員の消火作業だけでは消火

柳生川線	柳生川	7	35
朴ノ木1号、2号線	朴ノ木	8	56
上石丸～内野線	安達	8	33
内木戸～野上線	四ヶ銘山	12	60
古関～下田線	薬師堂	15	75
坂下～薬師堂線	前坂	9	45
野上～湯坪線	湯坪	14	70
前川～枇杷落線	浪形、柏崎	89	440
青根地区	青根	131	283

(3) 住民

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるの
で、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近くなどについては自力除雪に
努める。

4 農林業災害予防対策（産業振興課）

(1) 農地、農業施設の災害の防止

ア 洪水、土砂災害、浸水等に対して、農地、農業施設等を防衛するため、防災ダム、防災
ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地
域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を
推進し、災害の発生防止を図る。

イ 既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ
等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、
地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農
業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業
用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用
も考慮し、下記内容の整備を推進する。

ア 避難路や避難地等の確保

(ア) 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

(イ) 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の離着陸場
等としても利用できる農村公園緑地の整備

(ウ) 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

イ 消防用施設の確保

(ア) 営農用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

(イ) 防火水槽整備

ウ 集落の防災施設整備

(ア) 集落防災施設整備

老朽のため池の改修、地すべり防止工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

(イ) 公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備

エ 災害情報の伝達施設の確保

住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うための防災行政無線の整備

(3) 農業気象対策の推進

農業気象業務については、県、農業団体等と密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

(4) 病虫害防除対策

ア 農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ 防除器具の整備、充実を図り、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

(5) 経営技術の確立

稲作、園芸、畜産等について講習会、研修会等を開催し、防災経営技術の確立を図る。

5 水産業対策（産業振興課）

仙台管区气象台の発表する長期予報及び随時の気象予警報を迅速かつ正確に把握し、町、関係団体等の広報車で水産業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

また、養殖施設等が被害を受けた場合に備え、関係機関・団体等の協力体制の確立を図る。

6 火山災害予防対策（全部）

火山の爆発その他火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域住民及び観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、町及び防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う必要がある。

(1) 蔵王山の概要

蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置し、那須火山帯に属している。

狭義の蔵王火山と呼ばれているものは熊野岳、刈田岳、五色岳、地藏山、山宝荒神山、中丸山、冷水山などの中央蔵王の山々である。有史以後の活動記録は、40回以上もあり、それ

らの活動の中心は、現在の火口湖御釜のようである。最近では、1894年～97年に噴火活動が活発であり、それ以後1939年～40年の小活動、1971年～72年の地鳴り等、1992年(平成4年)9月には、蔵王山付近を震源とする地震が多数発生し、仙台管区気象台では緊急観測を実施している。

なお、仙台管区気象台の1995年(平成7年7月3日～8月26日)の観測結果によると、前回1990年と比べると火山性地震回数は多くはなかった。また、観測の結果は前回と大きな変化はみられなかったが、丸山沢噴気地熱地帯の表面活動は、依然として活発である。

(2) 防災事業の推進

町は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、県に準じ必要な事業等を推進する。

〔県〕

県は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。

- ア 避難施設(退避舎、退避壕等)の整備
- イ 防災のための農林水産業経営施設の整備
- ウ 降灰除去事業
- エ 治山治水事業(県土木部火山砂防事業含む)
- オ 火山噴火警戒避難対策事業
- 蔵王山については、警戒機器の設置等を行い、警戒避難体制の整備を進める。
- カ 河川の水質汚濁防止措置
- キ 火山現象の調査、研究及びその成果の普及
- ク 市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導

(3) 警戒地域

地域名 (字名)	人口(人)	世帯	火山からの		特記事項
			方向	距離(km)	
我々温泉	従業員 14	1	東北東	4.5	集落、観光施設、登山コース、主要幹線も含む
	収容人員 136				
青根地区	収容人員 283	131	東北東	7.5	
	旅館の収容人員 2236				

(4) 火山情報の種類と発表基準

火山情報には定期火山情報、臨時火山情報、緊急火山情報、火山観測情報があり、宮城県では、栗駒山、蔵王山、鳴子の三火山について異常等があったとき、仙台管区气象台で臨時、緊急、火山観測情報を発表する。

ア 緊急火山情報

火山現象による災害から生命及び身体を保護するため、次に掲げる場合の一に該当し、必要と認めるときに行う。

- (ア) 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、火山れき、強酸性の湧水、有毒ガス等の噴出により直接人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合
- (イ) 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、降灰による人が居住し、又は滞在する建物等に損傷を加え、そのために人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合
- (ウ) 火砕流、溶岩流、泥流を伴う火山噴火により、人体に被害を生じ、又は生ずるおそれがある場合
- (エ) その他、火山性地震、地殻変動等火山現象の推移により人体に被害を生じ、又は生ずるおそれがある場合

イ 臨時火山情報

防災上注意喚起のため、次に掲げる場合の一に該当し、必要と認めるときに行う。また、火山噴火予知連絡会による統一見解を入手した場合、原則として臨時火山情報を発表する。

- (ア) 火山現象について異常を認めた場合
- (イ) 市町村長から火山に関する異常な現象の通報を受けた場合
- (ウ) 国土交通省の機関その他の機関から火山に関する異常な現象の情報を入手した場合

ウ 火山観測情報

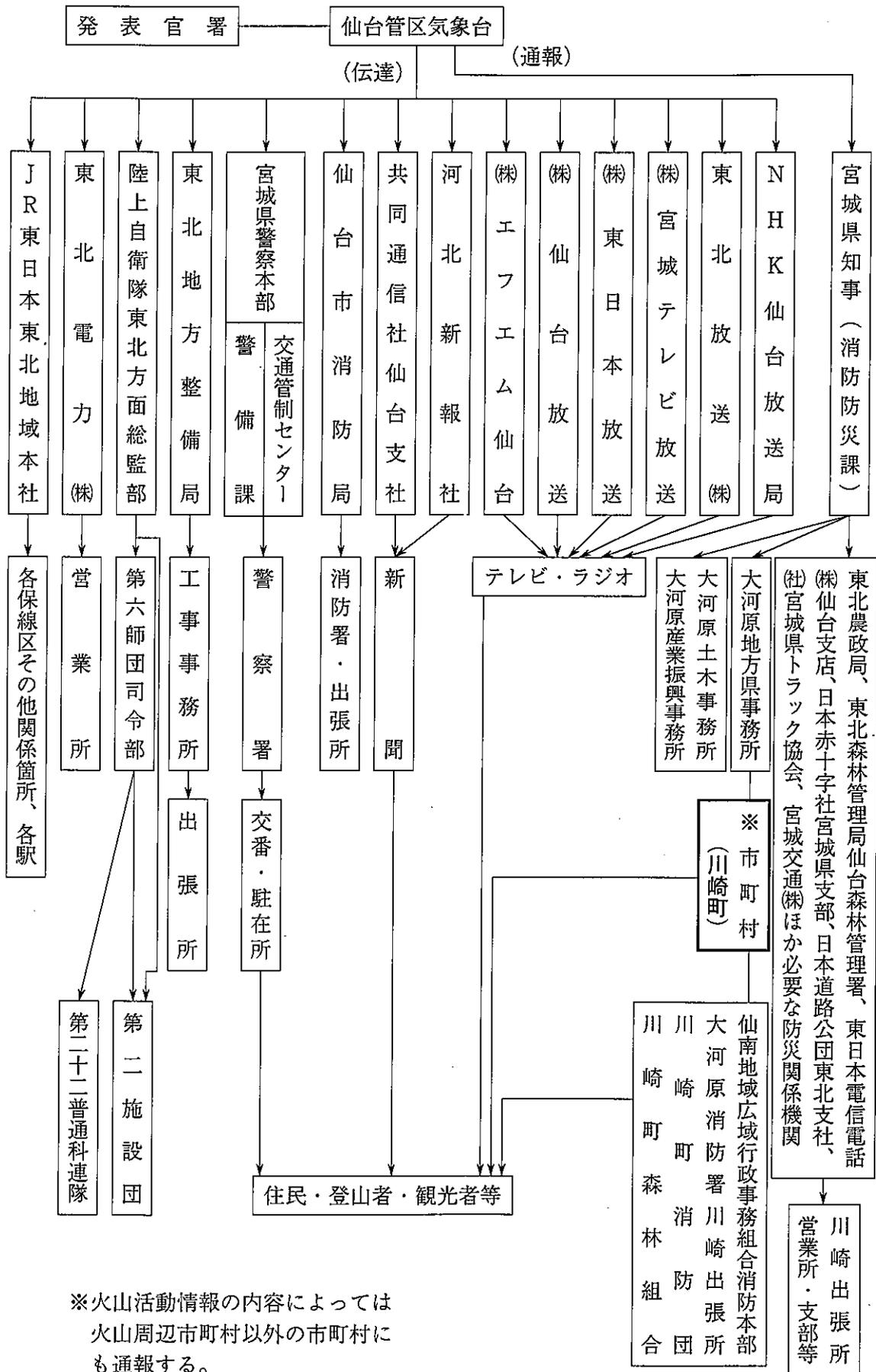
臨時火山情報又は緊急火山情報の補完等のため、必要と認めるときに行う。

- (ア) 臨時火山情報又は緊急火山情報発表後
 - a これらに含めなかったより詳細な状況等を周知する必要がある場合
 - b その後の観測、調査、情報収集等により新たに判明した状況を周知する必要がある場合
 - c 火山活動の継続を周知する必要がある場合（多少の変動を含む）
 - d 火山活動の低下を周知する必要がある場合
- (イ) 臨時火山情報又は緊急火山情報を発表していない場合で、防災関係機関から要望がある等、観測成果等を周知する必要がある場合

(5) 火山情報の内容

- ア 火山性地震、火山性微動、火山の噴火及び火山の噴出物の状態
- イ 火口、噴気地帯等の状態
- ウ 火山噴火予知連絡会が行った火山現象についての総合判断の内容
- エ その他必要と認める事項

火山情報伝達等系統図



※火山活動情報の内容によっては
火山周辺市町村以外の市町村に
も通報する。